

最終更新日:2015年12月14日

常磐開発株式会社

代表取締役社長 佐川 藤介

問合せ先:管理本部総務部 TEL:0246-72-1111

証券コード:1782

<http://www.jobankaihatsu.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

連結子会社を含む当社グループは、「総親和、総努力により 1.顧客主義 2.品質主義 3.人間主義」を基本として社業の発展を図り社会に貢献する。」との経営理念に基づき、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、あらゆるステークホルダーの社会的信用を獲得し続け、継続的な成長・発展を目指すためにはコーポレート・ガバナンスを強化・充実させることが重要な施策の一つとして考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施していると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
常磐興産株式会社	1,000,000	12.74
株式会社常陽銀行	390,000	4.97
株式会社東邦銀行	390,000	4.97
株式会社みずほ銀行	390,000	4.97
常磐共同ガス株式会社	300,000	3.82
株式会社秋田銀行	250,000	3.18
佐藤一孝	225,000	2.87
常磐開発従業員持株会	220,000	2.80
内藤征吾	207,000	2.64
パーシングディヴィジョンオブドナルドソンラフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレーション	205,200	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木和好	他の会社の出身者											
佐久間博巳	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木和好	○	○	主要株主である常磐興産株式会社の監査等委員である取締役を兼務しております。	内部監査部門や監査役としての経験を当社取締役会における監督業務に活かしていただくため選任しております。 また、常磐興産株式会社では業務執行者ではなく、東京証券取引所が定める独立性の基準及び加重要件に該当せず、独立した立場から監督が可能であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
佐久間博巳	○	○	主要株主である常磐興産株式会社の業務執行者であり、同社との間には建設工事に係る受発注等の取引関係があります。	会社経営における豊富な経験・実績と幅広い見識を当社取締役会における監督業務に活かしていただくため選任しております。 また、常磐興産株式会社との平成25年度及び平成26年度の取引は、当社の連結売上高全体に占める割合が3%程度と僅かであり、取引内容等の重要性を考慮しても当社の経営に支配的影響を及ぼすことはないと考えており、東京証券取引所が定める独立性の基準にも該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる

				おそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
--	--	--	--	---------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員のうち社内取締役が1名常勤していることから、監査等委員の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて使用人から監査等委員補助者を配置することを定めております。監査等委員補助者の人事については、監査等委員会の同意を得た上で行い、独立性を確保するものとします。なお、監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、内部監査室(3名体制)が中心となり、内部監査規程に基づき、業務執行が効率的かつ適法に行われることを確保するため、毎事業年度の内部監査計画を立案し、その計画及び日程に基づいて、業務・会計・関係会社監査等を行っております。

当社の監査等委員監査は、3名の監査等委員(うち1名が常勤、2名が社外)で行われており、監査等委員会で定めた年度監査計画に基づいて、常勤監査等委員が調査・収集し提出した監査結果を監査等委員会が審議し、各監査等委員が意見を述べることとする役割分担をしております。

また、監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、公正・客観的な立場から当社の業務や財産状況の調査により、監査等委員以外の取締役の職務遂行の適法性や妥当性の詳細な監査を行い、取締役会に対する経営管理体制の充実を図っております。

監査等委員と会計監査人の連携状況については、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けておりますが、監査等委員は会計監査人の監査計画及び日程に基づき、定期的な連絡会等を通じて連携を強化し、会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、当社及び連結子会社等の監査結果の報告を受けています。また、それぞれの立場で監査業務を実施していく上で、必要がある場合はその都度監査の効率性の観点から、また、会計監査人から重要な懸念事項を事前に報告を受けた場合には経理部門の対応状況を確認し、代表取締役に対応の必要性を助言しているなど、日常的に双方向的な情報の交換を行うことで連携して監査の有効性を高めています。

監査等委員と内部監査部門の連携状況については、内部監査室が監査計画を監査等委員会に報告及び協議し、その監査結果の情報交換等により、また、監査等委員会は、内部監査室から監査結果等について報告を受けるにあたり、必要に応じて内部監査室に調査を求め、具体的指示をすることができるなど連携して監査の有効性を高めています。

また、これら内部監査・監査等委員監査・会計監査と内部統制部門との関係については、内部監査・監査等委員監査においては、内部監査室長及び各監査等委員が内部統制システムの構築・維持・向上を目的とした内部統制委員会のメンバーになっており、必要に応じて管理本部等の内部統制部門から内部統制システムの整備・運用状況等について報告を受けるなど連携を図っているほか、委員会に出席して質疑応答が行われております。会計監査においても、会計監査人は、必要に応じて管理本部等の内部統制部門から内部統制システムの整備・運用状況等について報告を受けるなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

株主総会でご承認いただいた業績連動報酬枠の範囲内で、あらかじめ取締役会で定めた規程に基づき、利益（経常利益）に関する指標を基礎として算定する臨時的報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期 有価証券報告書記載
取締役を支払った報酬 9名 89,880千円
監査役を支払った報酬 4名 9,870千円（うち社外監査役 2名 1,500千円）
合 計 13名 99,750千円
※取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員を除く取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の最高限度額を、加えて、監査等委員を除く取締役については、別枠で業績連動報酬の最高限度額を決定しております。
監査等委員を除く各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定いたします。
監査等委員を除く取締役の業績連動報酬は、当該会計年度において基準以上の経常利益を確保したうえで、株主への配当実施及び社員への業績連動賞与支給を条件とするもので、取締役の業績向上へのインセンティブをより高めることを目的としております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役2名に対するスタッフの配置状況については、現時点においては専任スタッフはおりませんが、常勤の監査等委員が取締役会等開催の都度、附議案件の説明を行うなど業務全般のサポートをしております。また、総務部が事務局として取締役会等の開催日時・場所について両氏が出席できるよう配慮し、監査・監督上必要な資料に加え、社内の一般的な情報についても、定期的に提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- （1）業務執行及び監督機能に係る事項
当社は、平成27年6月24日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役会と監査等委員会を中心に更なる経営の透明性、公正性、遵法性を確保した企業統治体制を構築して参ります。
監督機能を担う取締役会は、平成27年6月24日現在11名（うち監査等委員以外の取締役8名、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名）の取締役で構成されており、月1回を原則に必要に応じて随時開催しており、重要事項の決定及び業務執行状況等の報告を行っております。また、代表取締役社長を業務執行の統括責任者として選任し、代表取締役社長は当社及び当社グループ全体の経営について責任と権限を持って業務執行を統括し、常務取締役は社長を補佐し、各取締役は業務執行及び職務執行の監督を行っております。
監査等委員会は、月1回を原則に必要に応じて随時開催しており、監査等委員は監査等委員以外の取締役の職務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査のもと監督も担っております。
変化の早い経営環境に迅速に対応するため、取締役会の基本方針に基づき、重要案件の意思決定と日常の業務執行を迅速に行うため、代表取締役社長を議長とする常勤の取締役で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行機能の一層の強化を図り、機動的に対応できる体制を整えております。
- （2）監査機能に係る事項
当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査機能を担う監査等委員会は、現在3名の監査等委員（うち2名は社外取締役）で構成されており、取締役会その他重要な会議に出席するほか、公正・客観的な立場から当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務遂行の監査及び適法性や妥当性の詳細な監査を行い、取締役ならびに取締役会に対する経営管理体制の充実を図っております。
また、業務の適切な運営と内部管理の徹底を図り、リスクマネジメントを強化することを目的に内部監査室を設置し、日常的にグループ全体の各業務に関する監査・指導を行っており、会計監査においては新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して監査を受けております。
なお、当期に業務を執行する公認会計士の氏名は以下の通りであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 小野信行、佐藤森夫
- （3）役員候補者の指名及び役員報酬決定機能に係る事項
役員候補者の指名にあたっては、当面の経営課題の達成と中長期の安定経営を展望し、経営者としての資質・能力を有する者から取締役などの候補者を取締役会において決定しております。
役員報酬の決定にあたっては、監査等委員を除く各取締役の報酬額については、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。
- （4）当社グループの業務執行機能に係る事項
各会社の経営状況を把握すると同時に、各子会社の業務執行に関わる重要事項について協議し、グループ全体としての迅速かつ機動的な意

思決定と戦略調整を行って経営管理体制の充実を図る機関としてグループ経営会議を設置しております。当会議には当社と子会社の取締役が全員出席し、定期的(原則月1回)に開催しており、各子会社の代表取締役社長は毎月の営業概況や利益計画の進捗状況及び翌月以降の見通し、課題など経営全般について報告するとともに、グループ経営に関する情報を共有し、必要に応じて各社間で連携を図っています。今後とも当社グループは、経営管理組織の更なる整備・充実に向けて取り組んで参る所存であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営理念に基づき、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、あらゆるステークホルダーの社会的信用を獲得し続け、継続的な成長・発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させることが重要な施策の一つとして考えております。

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行しました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第71回定時株主総会の招集通知は、平成27年6月5日（開催日の18日前）に発送し、同日当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第71回定時株主総会は、平成27年6月24日に開催し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社IRホームページ掲載資料（年次報告書、決算情報・決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：管理本部総務部 担当役員：取締役管理本部長 小磯 徹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業グループ行動憲章」に規定
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業グループ行動憲章」に規定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年6月24日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、次の通りとしております。

A. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念のもと、取締役、従業員を含めた行動規範として、企業グループ倫理行動憲章を定め、遵守を図ります。
取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止を図ります。
取締役が他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに取締役会に報告し、その是正を図ることになっております。
また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査・監督を行っております。
なお、D及びEに記載されている各種体制は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反行為の抑制・防止に寄与するものであります。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索・閲覧可能な状態で定められた期間で保存・管理することとします。

C. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は原則として月1回、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当社グループの重要案件を迅速・十分に審議するため、常勤取締役（社内監査等委員を含む。）によって構成される経営会議を月2回、グループ経営会議を月1回開催し、機動的に業務執行ができる体制を整えております。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、責任と権限を明確にし、執行手続きの詳細について定めております。

D. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として、企業グループ倫理行動憲章及びコンプライアンス基本規程を定めます。
当社社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進すると共に、コンプライアンスの統括部署として、総務部がコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
違法の前提となる反社会的勢力との関係を遮断・排除するため、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、規則・ガイドラインの策定や研修を行い、必要に応じて警察・顧問弁護士などの外部の専門機関と連携を取るなど体制の強化を図ることとします。
2. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに取締役会または監査等委員会に報告するものとします。
3. 内部監査部門として内部監査室を置き、内部監査規程により実効性のある内部監査を実施します。
4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部監査室または当社労働組合を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととします。
5. 監査等委員及び子会社の監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとします。

E. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、企業グループ倫理行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとします。
経営管理については、関係会社管理規程に従い、子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、取締役会または監査等委員及び子会社の監査役に報告するものとします。
2. 子会社の取締役は職務執行に係る事項を随時、当社社長に報告すると共に、月1回開催するグループ経営会議で活動状況や業績の進捗状況等を報告するものとします。
3. 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備、運用します。

F. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査等委員補助者を任命し配置するものとします。
監査等委員補助者の人事（異動・処遇・懲戒等）については、監査等委員会の同意を得た上でを行い、独立性を確保するものとします。
なお、監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととします。

G. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について認識した場合、または、その報告を受けた場合は監査等委員会に遅滞なく報告するものとします。
なお、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

H. 監査等委員等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程により通報者等の保護について整備しており、内部通報規程が適正に運用されているかどうかを監視する仕組みやその仕組みが適正に運用されているかについては、内部監査室による監査により確認するものとします。

I. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、定期的に代表取締役と情報共有を行う機会を確保されると共に、業務の意思決定に至るプロセスのほか、監査に必要な情報を把握するため、取締役会や必要に応じてその他会議へ出席するものとし、資料等の閲覧も自由に行うことができるものとします。
さらに、監査等委員会は、内部監査室から監査結果等について報告を受けるにあたり、必要に応じて内部監査室に調査を求め、具体的指示をすることができるものとします。
なお、監査等委員会と、グループ会社の監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携を保つこととします。

J. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行に必要な費用の前払いもしくは償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができるものとします。
また、取締役は、当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、十分な監査が妨げられることがないよう遅滞なく処理するものとします。

K. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスク分野毎のリスクについての管理責任者を決定する。

また、毎月定期的にリスク評価委員会を開催し、リスクを識別・分析・評価して当該リスクへの適切な対応を行うなど同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。

リスクの顕在化が重大な影響を及ぼす場合には、リスク管理規程に従い、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

遵法の前提となる、反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制として、公共の信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、企業グループ倫理行動憲章及びコンプライアンス規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとし、啓蒙・周知のため、研修会等を継続して行っております。

総務部は、反社会的勢力に対する対応を統括する部署として、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまった時は、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに解消する体制を確立しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

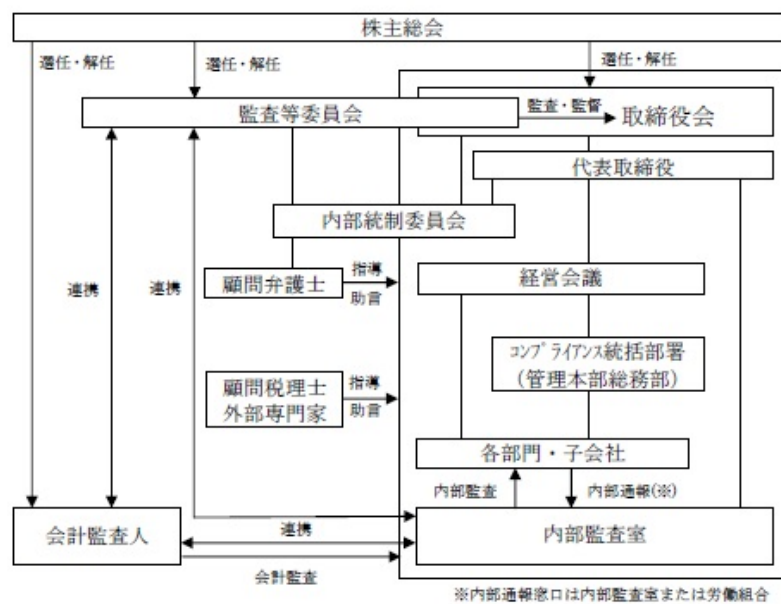
該当項目に関する補足説明

現在、当社においては特に買収防衛策等は講じておりませんが、今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後ともコーポレート・ガバナンスの充実に向けて、ステークホルダーに信頼を与えるべくコーポレート・ガバナンス体制並びに適時開示体制の整備・運用状況を定期的に見直しながら向上させていきたいと考えております。

当社の業務執行、経営監視及び内部統制図



適時開示体制図

